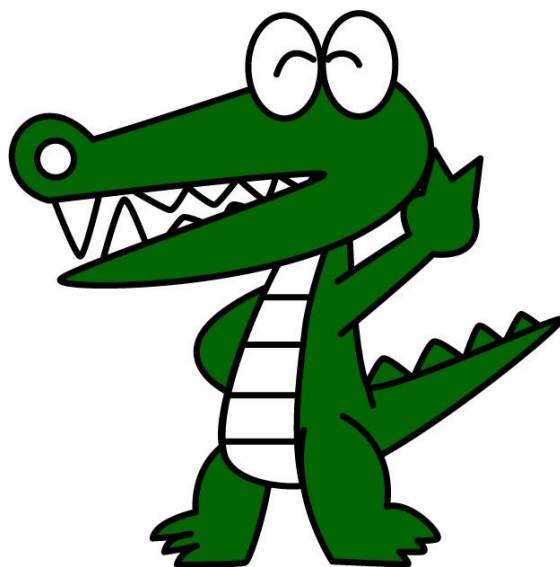


豊中市中学校給食の全員給食実施に係る基本方針
(素案)



令和2年（2020年）〇月

豊中市教育委員会

目次

はじめに	1
1. 基本方針策定の背景	2
2. 基本方針	4
3. 推進方策	5
4. 実施のスケジュール	7

はじめに

豊中市の中学校における昼食は、家庭で用意してもらった弁当を持参することから始まりましたが、生徒や保護者を取り巻く社会環境や生活習慣の変化とともに、食生活の乱れが課題となりました。また、家庭で弁当を用意することが難しい生徒が出てくるなど、子どもたちの心身への影響が心配されるようになりました。そうした状況を受け、本市では平成 23 年度（2011 年度）に学識経験者、小学校長、中学校長、PTA 会長などで構成される「豊中市中学校給食懇話会」を設置し、中学校給食実施に向けたさまざまな方法の検討を重ね、平成 24 年度（2012 年度）3 月に「豊中市中学校給食の実施に係る基本方針」を策定しました。

平成 26 年度（2014 年度）配膳室等の整備が完了した中学校から「自宅から持参する弁当とデリバリー給食の選択制」を開始し、平成 28 年度（2016 年度）2 学期には全校実施としました。

学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たします。また、栄養バランスのとれた学校給食は、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することができ、食に関する指導を充実させるとともに豊かな人間性を育む基礎となります。

全員給食は、学校内の生徒全員が栄養バランスの整った同じ内容の昼食をそろってとることができ、給食を生きた教材として活用することが可能となります。また、家庭における朝の時間帯に余裕が生まれ、生徒と一緒に朝食をとる“共食”の機会が増え、子育て支援にもつながることが期待できます。これらのことから、中学校の給食は全員給食を実施することが望ましいといえます。

本基本方針は、中学校給食の全員給食実施に向けて、既存の基本方針の内容を見直し、策定したものです。

1. 基本方針策定の背景

(1) 学校給食法について

学校給食法では、学校給食の目標として、適切な栄養の摂取による児童・生徒の心身の健全な発達、食事について正しい理解を深め健全な食生活を行うことや、学校生活を豊かにし、明るい社交性・協同の精神を養うこと、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることを理解すること等を目標として掲げています。

学校の設置者である地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないと定められています。

(2) 中学校給食の現状

市では、心身ともに個人差が大きくなる時期における食事量の調節や、食物アレルギーへの対応などが可能な家庭弁当と、多彩で栄養バランスに配慮した学校給食の提供ができるデリバリー給食の選択制を平成 26 年度（2014 年度）から順次開始し、平成 28 年度（2016 年度）2 学期から全校で実施しています。

・中学校給食に関するアンケート調査結果

平成 30 年度（2018 年度）に実施したアンケート調査結果では、平成 23 年度（2011 年度）調査と比較し、全員給食が良いと回答した保護者の割合が 37%から 59%と大きく増加しています。

表 1 今後の中学校給食の希望割合

調査時期	生徒		保護者	
	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
全員給食が良い	9%	5%	37%	59%
選択制が良い	60%	72%	59%	25%
どちらでも良い	—	23%	—	16%
弁当が良い	31%	—	4%	—

・大阪府内の中学校給食実施状況

大阪府内で、全員給食を実施しているのは 32 自治体（74%）となっています。一方、選択制で実施しているのは 11 自治体（26%）となっていますが、そのうち 8 自治体は全員給食に向けて検討を行っています。

表 2 大阪府内の中学校給食における実施方式別自治体数（令和 2 年（2020 年）7 月時点）

	自校方式	センター方式	親子方式	デリバリー方式	合 計
全員給食	9	10	3	10	32
選択制	1	2	0	8	11※
合 計	10	12	3	18	43

※8 自治体は全員給食に向けて検討中

(3) 豊中市の中学校給食の課題

現在の、調理事業者による選択制のデリバリー方式では、給食を選択しない場合、成長期にある中学生の栄養を十分に確保することが難しい生徒がいることや、学校給食を生きた教材として活用した食育の推進を図ることが難しいなどの課題があります。

また、アンケート調査結果から、生徒は選択制の給食を希望する声が多い一方で、保護者は全員給食を求める声が大きく伸びています。選択制を希望する生徒の約 6 割は「お弁当の方が好みや量等を自分の好みに合わせることができるから」をその理由に挙げており、生徒にとって楽しみで美味しい給食となるような献立の工夫や、量の調節への対応、また、栄養バランスのとれた食事が健康の保持増進や体位の向上を図るものであることへの理解を深める給食の提供が求められます。

そして、府内の自治体の 74%が全員給食を実施していることや、選択制の自治体も半数以上が全員給食への移行を検討している実態をふまえると、豊中市においても全員給食を実施することが望ましいといえます。

2. 基本方針

中学生は、成長において必要な栄養素の量が生涯の中で最も多くなっていく時期であり、栄養バランスに配慮した食事をとることが重要です。また、第3期豊中市食育推進計画では、市民自らが食に関する正しい知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるための食育を推進することを基本理念に定め、少年期には、食べ物と体の成長について理解し、自らが栄養や摂取量などバランスのとれた食事を心がけるとともに、望ましい食習慣を身につける時としています。

しかし、共働き世帯の増加等社会環境の変化に伴い、成長期にある中学生を支える学校給食が果たす役割は、以前にも増して大きくなっています。

全員給食を実施するにあたり、学校給食を供給する方式として、現在のデリバリー方式以外についても検討を行いました。学校給食センター方式での運用を行う場合、現時点では土地の確保が難しい事、また各学校に「学校給食衛生管理基準」を満たす調理場を建設する用地確保が困難である事、費用面等を考慮すると、デリバリー方式を継続することが現実的であるとの判断に至りました。

そこで、豊中市では中学校給食の全員給食を、現在のランチボックス形式の主食と副食一品を食缶形式に変更したデリバリー方式で実施することとし、主食と副食一品については、食缶から配食する温かい給食の提供と家庭弁当の利点でもある食事量の調節に対応します。配食を2品にすることにより、給食を食べる時間の確保に努めます。また、小学校給食と同様に食物アレルギーに対応し、基本方針を次のとおり定めます。

子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるため、中学校において多彩で栄養バランスに配慮されたデリバリー方式による全員給食を導入します。

現在のランチボックス形式の主食と副食一品を食缶形式に変更し、主食と副食一品については、温かい給食の提供と食事量の調節に対応します。

生徒全員に栄養バランスのとれた給食を提供することで、充実した学校生活の実現と、健全な食生活を実践できるための基礎を培います。

また、全員給食による学校内での昼食内容の統一により、学校給食を活用した食育の推進を図るとともに、子育て支援にも寄与します。

3. 推進方策

中学校給食の全員給食の導入にあたり、学校での配膳時間の短縮のためにランチボックススタイルの副食提供に追加し、主食と副食一品を食缶で提供する方式を導入します。この方式で、中学生の成長期における身体面の発達に伴う食事量の変化などにも対応するとともに、一部温かい給食の提供も同時に可能となります。

(1) 献立

中学校給食は、主食・副食・牛乳からなる完全給食[※]の献立を、豊中市と、豊中市から委託を受けた調理事業者が協力し作成します。

主食と副食一品については、保温効果のある食缶を使用し、温かい給食を提供します。また、食缶で提供することにより、食事量の個人差に対応します。

(2) 食物アレルギー対応食の提供

小学校給食と同等の卵除去食の提供を検討していきます。

(3) 食材の発注

安全で良質な給食用食材を確保するため、豊中市中学校給食食材発注指示書に基づき、委託を受けた調理事業者が発注し、豊中市が定期的に点検します。

(4) 調理

豊中市が委託する調理事業者の調理場で調理し、主食と副食一品は食缶に、その他の副食は専用のランチボックスに盛り付け、配送ケースに入れて、各中学校の配膳室に配送します。

※完全給食：学校給食法施行規則第1条第2項に規定する完全給食は、「給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。」

(5) 配膳室

既存の配膳室を利用して、配膳台への準備が可能となります。食缶に入った主食と副食一品は温かい状態で保管し、ランチボックスに入った副食や牛乳は適温で保管します。

配膳員については、豊中市中学校給食調理業務委託仕様書に基づき調理事業者に委託し、給食の受取、各クラスの配膳準備、容器の回収等を行います。

(6) 給食回数

実施回数は授業実施日を基準に、各学校の行事等を考慮し、各学校で定めるものとします。

(7) 給食費

給食費（食材料費）は学校給食法に基づき、保護者負担とし、その他の施設整備費や人件費等は豊中市が負担します。

給食費は後払い方式で、基本的には銀行口座からの引き落としになります。

(8) 広報

全員給食の実施について、保護者、生徒、教職員への説明を行うとともに、市の広報誌やホームページなどを活用し、広く市民へ周知します。

実施後は、毎月の献立表や給食だよりを発行するとともに、SNS などにより広報を行います。

(9) 食育

成長期にある中学生にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので極めて重要です。

学校給食においては、給食の準備から後片付けを通して、直接的かつ継続的に指導を行うことで、成長に必要なバランスの良い食事のとり方など食に関する正しい知識を習得し、自ら判断できる能力を養い、生涯にわたる望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができます。

また、学校給食を生きた教材として活用し、食に関する指導の全体計画と関連付けながら、学校の教育活動全体で食育の充実に努めます。

4. 実施のスケジュール

中学校給食の全員給食実施に向けて、既存施設内の確認を行い、配膳室から各クラスまでの調査や、配膳室の容量調査を行い、必要に応じて修繕工事を実施します。

また、調理事業者・給食費徴収システム事業者の選定を行い、令和4年度（2022年度）2学期（9月頃）から実施します。

令和2年度 (2020年度)	・校内調査
令和3年度 (2021年度)	・給食調理事業者の決定 ・校内修繕 ・給食費徴収システム事業者の選定
令和4年度 (2022年度)	・全員給食の実施（2学期～）

豊中市中学校給食の全員給食実施に係る基本方針

発行者 豊中市教育委員会事務局学校給食課

豊中市走井3-27-1

電話 06-6843-9101

発行年月 令和2年(2020年)〇月